

素預かり防止および払戻伝票のお預かりについて

1. 素預かり防止

当金庫の職員が現金や証書・通帳等をお預かりする際、「お受取書」または「お預り票」以外のもの（名刺やメモ等）をお渡しすることは絶対にありません。

また、「お受取書」「お預り票」にはお預かり日以外の日付は記入いたしません。名刺やメモ等を受領された場合、その他取引についてお尋ねになりたいことがございましたら、直接当金庫「お客さま相談窓口」にお問い合わせください。

2. 払戻伝票のお預かり

当金庫の職員が払戻伝票をお預かりする際、必要枚数以上に払戻伝票をお預かりすることは絶対にありません。

万一、必要枚数以上に払戻伝票をお預かりした場合、その他取引についてお尋ねになりたいことがございましたら、直接当金庫「お客さま相談窓口」にお問い合わせください。

【お問合せ先】

高崎信用金庫 「お客さま相談窓口」

電話：027-360-3456

フリーダイヤル：0120-666-456

(フリーダイヤルについては県外からはご利用できません)

受付時間：9時～17時30分（休業日はご利用できません）